

兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月8日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 藤原 保幸

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第9号

兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

「橋本省三」を「森哲男」に、「第2順位 副広域連合長 森哲男」を「第2順位 事務局長」に改め、「第3順位 事務局長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。